

第1回「(仮称) 生物多様性ちば県戦略」専門委員会における意見

1 生物多様性の概念・位置づけ

- (1) 里海、里山として生物多様性と付き合ってきた。
- (2) 生物多様性には、人間の生き物への配慮が込められている。
- (3) 生物多様性の概念を整理し、一般の人にわかりやすく説明する必要がある。
- (4) 生物多様性保全の必要性を一般の人に伝えることが大切。
- (5) 生物多様性の概念を一般に理解してもらうのは困難。
- (6) 絶滅危惧種を保護するアプローチが近道。
- (7) 生物多様性を人・自然・文化とのかかわりの中で位置づけることが必要。
- (8) 生物多様性という言葉にこだわらなくてもいい。

2 委員会の進め方、資料の作成

- (1) 委員の共通認識と、個々の委員独自の意見の精査が必要。
- (2) 原理・原則を考え、課題を抽出し、必要なデータを考える。
- (3) 千葉県として3つの危機に則して現状把握をする。
- (4) 農林水産を巻き込む。
- (5) 資料の中身を読み取った説明が必要。現状に対する県担当部署の評価をわかりやすく説明してほしい。
- (6) これまでの調査結果を活用し、その意義や保全手法のモデルを検討する。
- (7) 条例について、千葉県の方向性を出しながら提示するべき。目標を再生・回復におくべき。

3 施策、取組

(1) 全般

- ア 憲章を作成し、具体的な実行できるものも盛り込む。
- イ 千葉県の独自性が必要。
- ウ 海を強調すべき。
- エ 第1、第2の危機への対応策を示す。
- オ 全序的な協力を得られるものをつくる必要がある。
- カ 50年後の未来の設計図として作る。

(2) 絶滅危惧種

- ア 種の絶滅を回避し、それを取り巻く生態系を保全する。
- イ 絶滅危惧種について、地域での回復計画、実行体制、実行方法を策定する。
- ウ 保全地域等の保護地区を枠組みとして設定する。

(3) 里山・里海

- ア 生物資源及びそれによって立つ人との共同体を保全する。
- イ 生物多様性は生物資源の基盤・生存基盤・豊かな文化の源泉であり、農林漁業に関わる人に理解していただけるような表現を盛込む。
- ウ 地元の人が積極的に関わるボトムアップによる里山の生物を保全するための制度が必要。
- エ 里山・里海の保全のため、奨励的手法の検討が必要。場合によっては、条例化も必要。
- オ 里山、里海の里親制度

(4) 自然公園

自然公園のあり方では、どのような生態系を保持しているかの見直しが必要。

(5) 利用

生物多様性により一般の人が受ける利益を考える。

(6) 現場対応

生物多様性の現場を担う方法として、博物館ですすめている「山のフィールドミュージアム」、「千葉フィールドミュージアム」を位置づける。

(7) 情報の整理・活用

ア 県庁にある情報をインテグレートする作業が必要。また、情報を専門的な立場で解釈して現場にだしていくための設計図を盛込む。

イ GIS は明確な利用目的が必要。

ウ 生物情報等の GIS 整備により、開発計画の策定の際に予防的に保全する。

(8) 実施体制

ア 役割分担、個々の責務を決める

イ 実務者のネットワークを整備する。

(9) 多様な主体との連携

NPO 等の取組みを集約し、生物多様性に関する情報を一括管理する情報・研究センター機能を整備する。

4 傍聴者からの意見

- (1) 生物多様性はなじみにくい。
- (2) 生物多様性の予防原則についての基準を決めて欲しい。
- (3) 農家の主体的役割を議論してほしい。
- (4) 必要な情報の公開。政策決定へ市民が参加できる仕組みが必要。県庁以外のネットワークづくりが弱く、実効性が担保されないことが多い。
- (5) 市民団体の会報を集めなどして、県民の意見を汲み取ってはどうか。
- (6) 生物多様性を支えている地権者としての農家を引っ張り込む場作りが必要。
- (7) ガン・カモ調査の蓄積があり、環境がどのように変わってきたか分かる。
- (8) 専門家もタウンミーティングに参加して、積極的に議論してほしい。